

競争入札心得

(総則)

第1条 北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 削除

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「(委託業務の名称)入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることは出来ません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることは出来ません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することは出来ません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他の入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵送による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効の入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、低入札価格調査の基準価格に満たない価格で入札を行った場合は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合があります。

2 低入札価格調査の基準価格に満たない価格で入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 前項の調査は、当該契約の履行体制、賃金不払い等の状況、過去における国及び地方公共団体から受注した契約の履行状況等について行い、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者としません。

4 前項の規定により、最低の価格で入札した者（基準価格に満たない価格で入札した他の者を含む。）を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みを行った他の者のうち、最低の価格

で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第 12 条 削除

(契約の締結)

第 13 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 14 条 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が競争入札参加等除外措置を講じることと決定した者である場合は、契約を行いません。

第 15 条 削除

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額の違約金を法人に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 16 条 削除

(入札保証金等の充当)

第 17 条 削除

(談合情報に対する対応)

第 18 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取、又は、入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 19 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、契約担当者が入札を公正に執行することが出来ないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 20 条 入札参加者として指名されたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 21 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約に定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。